

裁 決 書

再審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様
代理人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

原裁判 平成 25 年 1 月 22 日付け
尾張旭市長の棄却裁判

上記再審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 25 年 2 月 22 日付けで提起のあった尾張旭市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成 24 年 7 月 3 日付けの生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の適用処分、24 福第 291 号（以下「原処分 1」という。）及び 24 福第 292 号（以下「原処分 2」という。）に関する再審査請求について、次のとおり裁判します。

主 文

- 1 原処分 1 を取消します。
- 2 原処分 2 を取消します。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨及び理由

1 再審査請求の趣旨

本件再審査請求の趣旨は、原処分 1 及び 2 につきその取消しを求めるものである。

2 再審査請求の理由

本件再審査請求の理由について、請求人は次のとおり主張している。

【事実経過】

- (1) 平成 23 年 5 月 6 日、請求人は処分庁で生活保護開始を申請するに当たり、生活保護開始申請書を提出し、「現在、[REDACTED] 名義の建物を間借りしており、家賃はかかりません。ただ、この土地、建物は近いうちに売却される予定ですので、出て行かなければなりません」と述べた（生活保護開始申請書）。

申請にあたっては、請求人代理人である当職が請求人に同行し、同日付で意見書を提出した。また、当職は同年 5 月 16 日付で意見書 (2) を提出した。

- (2) その後、請求人に対して、上記申請に基づき生活保護が開始された。
- (3) 平成 24 年 4 月 27 日付の生活保護廃止通知書により、同年 4 月 6 日付で請求人に対して、生活扶助、介護扶助、医療扶助の生活保護法による保護を廃止する旨の決定が通知された。理由は、「資産及び収入のある世帯員の転入」であった。
- (4) 処分庁が「資産及び収入のある世帯員の転入」と述べるのは、次のような事情による。

すなわち請求人は、保護開始申請当時、保護開始申請書に記載したとおり、「■は■の■に入院しており、■は■の■方にいます」という状況であった。その後、請求人の■は「住宅型有料老人ホーム ■」(以下「■」という。)に入所したが、請求人の母は平成 23 年 11 月ころ、請求人の■との折り合いが悪くなり、■方から請求人方(請求人の■名義の建物)に一時的に移った。

このこと、すなわち、請求人の■が一時的に請求人方に移ったことを捉えて、処分庁は「資産及び収入のある世帯員の転入」と述べているが、実際には、請求人と請求人の■は部屋は別、生活は別で、一緒に食事はしておらず、しかも、請求人の■の年金は平成 23 年分で年 ■円、月 ■円弱でとても請求人を援助できるような状況ではなかった。このことは請求人が生活保護開始申請書でも述べているとおりである。請求人の■は、請求人の■方で生活している当時から預金を取り崩して生活していたが、この状況は請求人方に移った後も変わらなかった。実態としては、請求人については「保護を必要としなくなった」(法第 26 条)ような状況にはなかったのであるが、保護が廃止されたことになる。

- (5) このことから、上記保護廃止自体、生活保護法第 26 条に反するところ、請求人は、代理人と協議したうえ、実態としては、請求人は「保護を必要としなくなった」ものではないが、形式的には、世帯分離ができる場合として挙げられている(1)ないし(8)(厚生労働省社会・援護局長通知「第 1」2)には直接あてはまる場合ではないため(本件は「同一世帯として認定することが適當ではない」が、「要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合」ではないため等)、上記保護廃止に対して審査請求を行うことは見送ることにした。

もっとも、形式的には「同一の住居に居住し」てはいるが、前述したとおり、事態としては「生計を一にしている」わけではないので(厚生労働事務次官通知「第 1」参照)、形式的に「同一世帯員として認定する」のは運用に照らしても問題がある。

- (6) その後、平成 24 年 7 月 5 日ころ、請求人方に平成 24 年 7 月 3 日付「生活保

護法第 78 条の適用について（通知）」（24 福第 291 号、同第 292 号）が送付された。（それぞれ審査請求に係る処分 1、2）

通知には、審査請求に係る処分 1 につき、「資力発生時期」として「平成 23 年 5 月 6 日から平成 23 年 10 月 31 日まで」、「適用内容」として「(1) 不実の申請、(2) 平成 23 年 5 月 6 日の保護開始以降、主宅の光熱水費及び電話料金を■が援助していたにも関わらず、その申告をせず生活保護を受け続けた」、「不正受給額」として「■■■■円」、「徴収決定額」として「■■■■円」（24 福第 291 号）、審査請求に係る処分 2 につき、「資力発生時期」として「平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 4 月 5 日まで」、「適用内容」として「(1) 不実の申請、(2) 主は単身世帯として保護を受給していたが、平成 23 年 10 月から母と同居していたにも関わらず、その申告をせず生活保護を受け続けた」、「不正受給額」として「■■■■円」、「徴収決定額」として「■■■■円」（24 福第 292 号）と記載されていた（添付書類参照）。

- (7) 請求人は生活保護が廃止され、その後、保護開始申請書で述べたとおり、請求人の■名義の土地、建物が売却され、出て行かなくてはならなくなったことから現在は肩書地で生活している。

【法第 78 条に基づく徴収の違法性（再審査請求に係る処分 1、2）】

- (1) 法第 78 条の趣旨

本件で、請求人は法第 78 条に基づき、平成 24 年 7 月 3 日付けで保護費の徴収通知を受けている。

この点、法第 78 条の趣旨は、「所謂不正手段によって保護を受けた者又は受けさせた者からその費用の徴収することができる旨を定めた」ものであり、「この制度の性質上保護の実施機関が保護の実施を怠ることのないよう制度上も運用上も細心の注意を払っているがため、それだけに国民の側がこの制度を悪用することは最も強くこれを避けなければならないのである。このような考慮の下に、特に最近における集団的、計画的な制度悪用の企図の少なくないことにも鑑み法第 85 条においてかかる者に対して刑罰を以て臨むことを定めると共に、本条によりその費用を強制徴収し得ることを定め、以てこの制度の悪用からこの制度を守ることにした」ものである（小山進次郎『改訂増補 生活保護の解釈と運用』822 頁）。

法第 78 条の規定の趣旨は以上のとおりであり、被保護者に不正受給の意図があることがこの規定適用の要件であるから、意図の立証責任は処分する側にある。

- (2) 法第 63 条との違い

厚生省社会局保護課監修「生活保護手帳『別冊問答集』1988 年版」（以下「別冊問答集」という）（問 446）によれば、法第 63 条によることが妥当な場合と

して、①受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、届出又は申告をすみやかにおこなわなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき、②実施機関および受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したときが掲げられており、他方、法第78条によることが妥当な場合として、①届出または申告について口頭または文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき、②届出または申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③・・・実施機関またはその職員が届出または申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、または虚偽の説明をおこなったようなときが掲げられている。

(3) 再審査請求に係る処分1、2の違法性について

本件では、前述したとおり、「適用内容」として、審査請求に係る処分1につき、「(1) 不実の申請、(2) 平成23年5月6日の保護開始以降、自宅の光熱水費及び電話料金を■が援助していたにも関わらず、その申告をせず生活保護を受け続けた」こと(24福第291号)、審査請求に係る処分2につき、「(1) 不実の申請、(2) 主は単身世帯として保護を受給していたが、平成23年10月から■と同居していたにも関わらず、その申告をせず生活保護を受け続けた」こと(24福第292号)が記載されている。

ア 再審査請求に係る処分1の違法性

(ア) しかし、審査請求に係る処分1に関して言えば、そもそも、請求人は、生活保護開始の際、「現在、■名義の建物を間借りしており、家賃はかかりません。ただ、この土地、建物は近いうちに売却される予定ですので、出て行かなければなりません」と述べている。請求人宅の光熱水費及び電話料金を請求人の■が援助していたものではなく、請求人の■名義の建物であったため、請求人の■が請求を受け、これらの料金を支払っていたに過ぎない。請求人は請求人の■宅を間借りしているだけであり、光熱水費の援助を受けている認識などなく、また、電話については請求人は携帯電話を所持していたため利用することがなく、同様に電話料金の援助を受けている認識などなかった。この点、厚生労働省社会・援護局保護課長通知(第7の30)の「転居に際し、敷金等を必要とする場合」で例示されている「12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合」の転居前と同様の状況であった。このように「一時的に寄宿」している場合にも親戚等から光熱水費の「援助」を受けていたとして、不正受給があるというのであろうか。

したがって、請求人については、「①届出または申告について口頭または文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」、「②届出または申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「③・・・実施機関またはそ

の職員が届出または申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、または虚偽の説明をおこなったようなとき」のいずれにも当てはまるような状況はない。仮に法第 78 条による徴収が認められるとするのであれば、処分庁は被保護者に不正受給の意図があることを立証しなければならない。

- (イ) 裁決は「処分庁は、親子関係のある■名義の家で一人で生活していることについて、『間借り』ではなく、『主宅』として方による生活保護を適用していたと推察される」として、「一人で生活している請求人に対する基準生活費のうち光熱水費等が請求人の■によって支払われているのであれば、それは厚生労働事務次官通知第 8-3-(2) により、仕送り、贈与等による収入として認定されるものである」としている (6 頁)。

しかし、そもそも建物の所有者は■であり、「主宅」ではないし、所有者が自ら光熱水費及び電話料金を支払っていることは何ら「仕送り」や「贈与」には当たらない。「仕送り」とは、「生活・勉学を援助するため金品を贈ること」、「贈与」とは「金品を人に贈ること」「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって成立する契約」である。「請求人の■の銀行口座から引き落とさしされていること」

(裁決書 4 頁) が「金品を送る」「金品を人に送る」ことになるとは到底言えないし、当事者間でそのような契約が成立していたものでもない。しかも、厚生労働事務次官通知第 8-3-(2) では、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって」「社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」とされているのであり、このような「銀行口座から引き落とさしされている」ものや「間借り」しているにすぎないものは、「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」と言える。

また、裁決は「請求人、処分庁の提出した書類から、請求人が一人で生活している住宅の光熱水費等について自ら支払っていないことを認識していたと認められる」として、「光熱水費等について自ら支払っていないことについて疑念を抱かず、漫然と保護を受給していたことをもって、処分庁が『問 13-1 (1) 届け出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき』として、『不実の申請その他不正な手段』に当たると判断したことは、裁量権を著しく逸脱しているとはいえない」としている。(6 頁)

しかし、裁決も認めるように (3 頁)、処分庁が行ったのは『生活保護とは』(保護の説明ちらし) を請求人に配布し、保護の説明ちらしに沿って内容を説明したという程度の一般的な説明に過ぎず、具体的に「間借りしている家の光熱水費が収入になる」という説明はなされていない。このような

一般的な説明により「届け出又は申告について口頭又は文書による指示」を行ったとは到底言えない。しかも、「・・・指示にもかかわらずそれに応じなかったとき」というような状況もない。

(ウ) むしろ、処分庁は、生活保護開始申請に当たり、請求人が生活保護開始申請書で自ら「現在、■名義の建物を間借りしており、家賃はかかりません」と述べており、しかも、請求人宅を訪問し、その後も請求人の生活状況を把握するものとされていることから、請求人が間借りしている建物が請求人の■名義の建物であったため、請求人の■が光熱水費及び電話料金の請求を受け、これらの料金を払っていることは容易に認識できた。処分庁に容易に認識できるものを隠す必要などない。すなわち、請求人がわざと届出や申告をせず、隠していたという状況ではない。処分庁は、ぎりぎりの生活をしている被保護者（請求人）に一方的に責任を転嫁し被保護者を困惑させるのではなく、自らが被保護者の状況（理解度、理解力、記憶力）に合わせた説明を行ってきたと言えるのかを改めて自戒すべきである。被保護者の状況に合わせた説明や定期的な訪問が行われ、被保護者との間の意思疎通がスムーズに行われ、信頼関係が形成されれば、同様な事態が起こることを防げるはずである。

イ 再審査請求に係る処分2の違法性

(ア) 次に、審査請求に係る処分2に関して言えば、前述したように、実態としては、請求人と請求人の■は部屋は別、生活は別で、一緒に食事をしておらず、しかも、請求人の■の年金は平成23年分で年■円、月■円弱で、とても請求人を援助できるような状況ではなかった。このことは請求人が生活保護開始申請書でも述べているとおりであった。請求人の■は請求人の■方で生活している当時から預金を取り崩して生活していたが、この状況は請求人方に一時的に移った後も変わらなかった。にもかかわらず、極めて形式的に、「主は単身世帯として保護を受給していたが、平成23年10月から■と同居していたにも関わらず、その申告をせず生活保護を受け続けた」とされているのである。仮に「同居」を認めるとしても、「同一世帯」と認められるかは別問題である。「同一世帯」と認められるのは、早くても請求人の■や■が同居の実態を認識し、請求人の■から生活保護申請書が提出され、保護の要否判定がされる状態になった平成24年4月5日である。また、仮に「同居」を認めるとしても、「資力発生」は別問題である。「資力発生」に関して言えば、法第4条第2項の規定と扶養の関係は、「私法的扶養が事実上行われることを期待しつつも、これを成法上の問題とすることなく、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うものである。」とされている（厚生省社会局保護課長 小山進次郎『改訂増補 生

活保護法の解釈と運用』120頁)。「単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うものである」という解釈のとおり、法上も、「民法・・・に定める扶養義務者の扶養」は「この法律による保護に優先して行われるものとする」と「優先」とされており(第4条第2項)、第4条第1項と異なり、保護の「要件」とはされていない。したがって、本件では、請求人の■は請求人の■宅に一時的に居たものであるが、仮に一時的に同居していたとしても、「事実上扶養が行われ」ていなければ、「被扶助者の収入として取り扱う」ことはできない。処分庁は、「資力発生」の事実を確認してもいないのに、誤った「資力発生」、さらには法第4条第2項の解釈の下、「請求人に扶助」されてもいない「費用の全額の徴収をしようとした」ものである。「平成23年10月から■と同居した」としても、「被保護者が保護を必要としなくなった」とされ、あるいは、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たとされるのは、請求人が請求人の■から実際に援助を受けていた場合に問題となるのであって、実態として従来と何ら変わらない場合にまで、形式的に同居したということを以て、保護を廃止すること自体、法第26条に反する。まして、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たとして、根拠も不明な「不正受給額」を徴収されるのは、法第78条に反する。

したがって、請求人は実態としては生活保護費だけで生活していたのであり、請求人にはそもそも不正に受給を受けた事実、つまり、現実に利益を受けた事実さえない。このため、前記のような①ないし③に当たるような事情があるか否かさえ問題とならないが、仮に①ないし③に当たる事情がないか検討したとしても、いずれの事情も認められない。仮に法第78条による徴収が認められるとするのであれば、処分庁はそもそも被保護者に不正に「受給」した事実を立証しなければならないし、被保護者に不正受給の意図があることを立証しなければならない。

(イ) 裁決は、「請求人は、請求人宅で請求人の■が介護保険による訪問介護を利用していたことは認めており、請求人の■が訪問介護の利用を請求人宅で受けているとすれば、請求人の■の居住実態は請求人宅にあったと推察される」としている。

しかし、「訪問介護」はホームヘルパーなどが家庭を訪問して、介護や家事の援助をするものである。請求人の■が一時的に請求人の■宅(処分庁、裁決の言う「請求人宅」)で生活していたため、請求人の■の訪問介護が来訪していたにすぎない。

また、裁決は「請求人は、説明を受けているにもかかわらず、平成24年3月23日に処分庁が請求人の■が当該住宅に移り住んだことを確認するま

で、届出の義務を怠り、生活保護を受給し続けていたことから、処分庁が『問13-1(1) 届け出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき』として、『不実の申請その他不正な手段』に当たると判断したことは、裁量権を著しく逸脱しているとはいえない」としている。

しかし、裁決も認めるように(3頁)、処分庁が行ったのは『生活保護とは』(保護の説明ちらし)を請求人に配布し、保護の説明ちらしに沿って内容を説明したという程度の一般的な説明に過ぎず、具体的に、住民票上は何ら異動はなく「一時的に請求人の■宅で生活」する場合にも「居住地若しくは世帯構成に異動があったとき」に当たるとの説明はなされていない。このような一般的な説明により「届け出又は申告について口頭又は文書による指示」を行ったとは到底言えない。しかも、「・・・指示にもかかわらずそれに応じなかったとき」というような状況もない。

(ウ) むしろ、処分庁は、ぎりぎりの生活をしている被保護者(請求人)に一方的に責任を転嫁し、被保護者を困惑させるのではなく、自らが定期的な訪問を行い、被保護者との間の意思疎通をスムーズに行えば、請求人が請求人の■と同居していたこと、同居していても生計は別々であり、従前と変わらず請求人の■が請求人を援助できる状況になかったことは容易に知り得たはずである。

ウ 再審査請求に係る処分1、2の違法性

なお、上記のように形式的に全額徴収することとした決定は「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部または一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる」とされている法第80条にも反する。

この点、裁決では、再審査請求に係る処分2について「同居の事実が確認された時点で、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用されていれば、保護を要しなかったことから、・・・請求人の扶助した費用の全額を徴収しようとしたことは裁量権を著しく逸脱しているとはいえない」と述べるのみで(8頁)、法第80条には全く言及していない。請求人は、請求人の■が光熱水費等を支払っており、また、請求人の■が請求人の■宅に一時的に居たため、保護の廃止をされたものであるが、前述したとおり、実態としては、請求人と請求人の■は部屋は別、生活は別で、一緒に食事をしていなかったのであり、一人で一人の家計で生活していたものであるから、「保護金品」はすでに「費消し」しているし、「やむを得ない事由がある」とも言える。この点に言及しなかった裁決には明らかな判断遺漏がある。

【憲法第 25 条、法第 3 条違反（再審査請求に係る処分 1、2）】

保護廃止前と保護廃止後とで請求人の生活は何ら変わっていない。このようにぎりぎりの生活をしている被保護者（請求人）に一方向的に責任を転嫁し、被保護者を困惑させるような処分庁の違法な運用（再審査請求に係る処分 1、2）がまかり通れば、生活扶助はもともと「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に対して「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲内でしか支給されないのに、その者の負担において、すなわち最低限度の生活を削って余儀なく徴収されるのであり、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法第 25 条、法第 3 条に反する事態を容認することになる。

【結論】

以上のとおり、本件再審査請求に係る処分 1、2 は、いずれも法第 78 条、第 80 条、憲法第 25 条、同法第 3 条に違反している。したがって、原処分はいずれも取り消されるべきである。

第 2 再審査庁の判断

審査庁から提出された請求人の審査請求の際の審査請求書（以下「審査請求書」という。）、請求人の審査請求の際の弁明書（以下「弁明書」という。）、請求人の審査請求の際の反論書（以下「反論書」という。）、原裁判に基づき、次のとおり判断する。

1 認定した事実

- (1) 平成 23 年 5 月 6 日、請求人は、これまで請求人の■■■■と同居していたが、■■■■が入院し、■■■■が請求人の■■■■宅で生活することとなったため、単身世帯となり、預貯金を使い果たして生活に困窮するとして、処分庁あて保護申請した。
- (2) 同月 20 日、処分庁は、請求人の保護開始を決定した。
- (3) 平成 24 年 3 月 23 日、処分庁職員は、請求人宅を訪問した際に、請求人から次の点について確認した。
 - ア 請求人が利用サービスを受けている訪問介護については、主に請求人の■■■■の買い物に利用している。
 - イ 請求人の■■■■は、平成 23 年 10 月から請求人宅の 2 階で生活をしている。
 - ウ 請求人の■■■■は、現在、市内の有料老人ホームで生活している。
- (4) 同月 28 日、請求人及び請求人の■■■■が処分庁に来庁した。

処分庁職員は、請求人の■■■■が、普段は請求人宅で生活をしており、時々、請求人の■■■■宅にも行くと聞き取り、■■■■を請求人と同一世帯の世帯員として認定することを説明し、保護開始申請書を請求人の■■■■から受理した。
- (5) 同年 4 月 5 日、請求人及び請求人の■■■■が処分庁に来庁し、請求人の■■■■の保護開始申請書を提出し、同日受理した。

- (6) 同月 27 日、処分庁は、請求人の■及び請求人の■の保護開始申請に伴って実施した法第 29 条に基づく調査の結果、処分庁に対して回答があった請求人の■の年金収入月額■■■■円及び預貯金■■■■円 (■■■■円、■■■■円)、請求人の■の年金収入月額■■■■円及び預貯金■■■■円 (■■■■円) によって要否判定を行ったところ、「否」となったが、先に保護開始申請があった請求人の■の収入及び預貯金の金額では、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて (昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) 問第 10 の 12 に示されている保護を停止すべきと判断する場合として「以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね 6 箇月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき」と示されていることから、請求人の■から保護開始申請書が提出された翌日の平成 24 年 4 月 6 日に請求人の保護を廃止する決定を行い、請求人の■及び請求人の■に対して保護申請却下の決定をそれぞれ行った。
- 併せて、法第 29 条調査により、請求人が単身世帯として保護を受給していた間、請求人が居住していた請求人の■名義の家で使用された光熱水費等について、請求人の■の銀行口座から引き落とされていることを確認した。
- (7) 同年 6 月 4 日、処分庁職員は、保護開始時以降、請求人世帯にかかる光熱水費等が請求人の■の銀行口座から引き落とされていたこと及び請求人から当該期間について、光熱水費等を支払っていないことをそれぞれ確認した。
- (8) 同年 7 月 3 日、処分庁は、請求人に対し、光熱水費等を請求人の■が支払っていることを無申告であったこと並びに請求人の■が平成 23 年 10 月中旬から無届で同居していたことについて、法第 78 条を適用し、原処分である、それぞれ同日付け、24 福第 291 号及び 24 福第 292 号を決定し、請求人に手渡した。
- (9) 同年 8 月 31 日、請求人は、審査庁あて審査請求を提起した。
- (10) 平成 25 年 1 月 22 日、審査庁は、請求人に対して原裁決を行った。
- (11) 平成 25 年 2 月 22 日、請求人は、再審査庁あて再審査請求を提起した。

2 判断

法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。これは、生活保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めたものであり、生活保護制度が、自己責任の原則に対して補足的役割を担っていることを規定している。

また、法第 8 条には、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活を、厚生労働大臣が定める基準 (「生活保護法による保護の基準」 (昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号)) によって、要保護者それぞれの年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活を満

たずには十分なものであって、且つ、これをこえないものとして、個別具体的に示され、その基準により測定された要保護者の需要とその者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うことと規定している。

一方、法第 78 条には、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と規定している。

(1) 原処分 1 について

原処分 1 は、処分庁が、請求人の保護開始申請時に、処分庁職員は、請求人に対して収入申告を求めたが、請求人から収入に該当するものの申告はなかったため、保護開始以降処分庁は扶助費の決定に際して開始時の手持ち金以外の収入認定は行っておらず、原処分 2 に係る請求人の■からの保護開始申請に対する法第 29 条の基づく金融機関に対する調査の際に前記 (7) の事実を確認した上で、電気、ガス及び電話料金を未申告収入として法第 78 条の適用及び返還すべき額として決定したものである。

処分庁は、弁明書でも述べているように、請求人の保護開始申請時に、「生活保護とは」という生活保護制度の説明用のちらしを使用して内容を説明したにも関わらず、事後になって前記 (7) の事実が判明し、請求人の■の口座から引き落とされていた光熱水費等の額が処分庁に対して申告されていなかったことが原因となって、処分庁が錯誤に陥り、請求人に対する生活保護費の不当な支給につながったから、当該生活保護費について返還させるために法第 78 条を適用したものと解される。

しかし、請求人は、審査請求書で、当該光熱水費等の額について「請求人は、請求人の■宅を間借りしているだけであり、光熱水費の援助を受けている認識などなく、また、電話については請求人は携帯電話を所持していたため利用することがなく、同様に電話料金の援助を受けている認識などなかった。」と述べ、また、反論書では、「処分庁は『生活保護とは』（保護の説明ちらし）を請求人に配布したことをもって、『援助等の収入について確認している』と述べたいようであるが、処分庁が提出している『生活保護とは』には『保護を受けている人は、定期的に収入状況を申告することになっています』とあるのみで、何が『収入』になるのか、具体的には『間借りしている家の光熱水費』が『収入』になるのかは記載されていないし、実際に説明されてもいない。」と主張しているが、これについて、処分庁から否定する意見はない。

さらに、請求人は、反論書で「請求人の■名義の建物であったため、請求人の■が請求を受け、これらの料金を支払っていたに過ぎない。」と述べているように、請求人と請求人の■との間で金銭の授受は行われておらず、実際に、請求人が援助を受けている認識がなく、認識がないから当該光熱水費等の額につ

いて申告がなされなかったという可能性は否定できず、処分庁において法第 78 条を適用しようとするのであれば、本件審査請求のような事例においても処分庁へ申告しなければならないと請求人が認識できるような説明を行い、請求人の■に対して扶養に関する聴取を行う等「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たことについて、少なくとも処分庁が行わなければならない手続きの範疇においては立証責任を果たせる程度の手順を踏まえた上で、そのことをケース記録等に挙証する資料として残すべきである。

したがって、当該光熱水費等の額について、請求人による申告がなかったことによつて、処分庁は、請求人に対して法第 8 条に規定される厚生労働大臣が定める基準を超えた金額を保護費として過大に支給する錯誤に陥っており、結果として、請求人の■が支払った光熱水費等に相当する金額を、処分庁が保護費として重複して支払ったことについて返還を求めること自体に違法又は不当な点は認められないが、一方で、「生活保護手帳別冊問答集 2013 (平成 25 年 9 月 30 日発行) (以下「別冊問答集」という。) 問 13-1 答に、「受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については (中略) 法第 63 条が適用されている」との解釈及び前出の状況を踏まえると、処分庁が、法第 78 条を適用した原処分 1 については適用する条文に誤りがあると判断せざるを得ない。

(2) 原処分 2 について

原処分 2 は、処分庁が、請求人世帯について、前記 (3) ア及びイの事実を確認した上で、平成 23 年 10 月以降における請求人の■の生活実態は請求人宅にあったものと認め、さらに、請求人の■と請求人の■は法律上の婚姻関係が継続していることから、民法の解釈上通説とされている生活保持義務関係にあり、居所は分かれているものの同一世帯として認定することが相当であるため、請求人と請求人の■が同居を開始した時点をもって、請求人、請求人の■及び請求人の■の 3 人が同一世帯であると認定すべきであると判断し、請求人の■からは平成 24 年 3 月 28 日付け、請求人の■からは平成 24 年 4 月 5 日付けで保護申請書を受理し、それぞれの収入及び資産を認定し、要否判定を行ったところ、保護「否」となった。そのため、それぞれの保護申請については却下し、請求人については、平成 24 年 4 月 6 日付けで保護廃止することを決定した。請求人世帯は、請求人の■及び請求人の■との 3 人世帯であるなら要否判定は「否」になり保護を要しないことから、請求人の■が請求人と同居を始めた時点以降の保護は不要であると考えらるべきであるが、同居の開始日が特定できないため、翌月の平成 23 年 11 月から平成 24 年 4 月までに要した保護費の全額を、処分庁が平成 24 年 3 月 23 日に同居の事実を確認するまでの間、請求人による届け出が行われなかったことを理由に法第 78 条を適用させたいうえ、返還させる決定をしたものである。

世帯の同一性については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第1に「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」とされており、請求人世帯についてみると、請求人は、反論書の中で「請求人の■の住民票上の住所は請求人の■宅のままである」ことや「請求人と請求人の■は部屋は別、生活は別で、一緒に食事をしていない」ことから同一世帯として認定できないと主張しているが、前記(3)ア、イ及び(4)の事実並びに請求人の■が支払っている光熱水費等についてまで請求人と請求人の■の間で分割されている事実が確認できず、このような生活実態が相当期間継続している中で、請求人と請求人の■については、生計を一にしていないとまでは言えず、世帯の同一性について否定できない。

なお、請求人の■については、処分庁において、請求人と同居している請求人の■と法律上の婚姻関係が継続していることを理由に、民法上の夫婦間における生活保持義務関係にあること、また、弁明書の「処分庁の意見」で、代理人が、「保護申請時には、■が転出したことを理由に、請求人と■の生計同一関係はなく、また、夫婦間の生計同一関係をもって、請求人の出身世帯から入院した■については、請求人との世帯認定ではなく夫婦として世帯認定することが適切であると意見している。」ことを述べ、もともと請求人の保護申請時点では代理人も請求人の■と請求人の■については夫婦として同一世帯と認定すべきと主張していたことを理由として世帯の同一性を主張している。

更に、平成24年4月27日に処分庁において開催されたケース診断会議において、「世帯の取扱い」の結論として、「有料老人ホームに入所している■■■■■■■■■■については、現在要介護状態であり、夜間の徘徊への対応、排泄の処理等が必要であるため、有料老人ホームへの入所を余儀なくされている。このため、(局)第1-1-(7)により、(局)第1-1-(5)と同様の状態であることから、主と同居している■■■■■■■■■■とともに、主の世帯を三人世帯として取り扱う。」こととしている。

しかし、請求人の保護申請時点では、請求人の父及び請求人の■は、請求人宅から請求人の■宅へ転出し、それぞれ病院へ入院中であり、この時点においては、請求人の■及び請求人の■を同一世帯と判断することに妥当性があったかもしれないが、請求人の■が前記ケース診断会議で処分庁が認める「現在要介護状態であり、徘徊への対応、排泄の処理等が必要である」状態であることを理由に■■■■■■■■■■へ入居した時点で、請求人の保護申請時点とは状況が異なっているため、前記代理人の意見をそのまま引用するのではなく、改めて、世帯認定について検討すべきところ、その検討を行った処分庁のケース診断会議で「(局)第1-1-(7)により(局)第1-1-(5)と同様の状態であること」

を世帯認定の判断根拠にしているが、(局)第1-1-(5)とは、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「(局)」という。)第1-1「居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。」の例示の一であって、(5)「病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設への入所に限る。以下略。)している場合。」を指すものであり、ここに例示される「病院等に入院又は入所」は、病気治療のために一時的な居所として入院又は入所しているが、その理由が消滅して退院又は退所すれば、本来の帰来地へ戻る例について示されたものである。■■■■■に入居した請求人の■■■■■についてこれを見ると、処分庁のケース記録やケース診断会議票に記録された、■■■■■の職員、請求人及び請求人■■■■■から聴取した内容からは、■■■■■が、病気治療のための一時的な居所であると判断する十分な根拠はよみとれない。また、処分庁が世帯認定の判断根拠として用いた「(局)第1-1-(7)により(局)第1-1-(5)と同様の状態であること」と判断するには、そのための根拠となりうる相応の理由が必要となるが、民法上の夫婦間における生活保持義務関係にあること以外にそのような個別の事情について審査請求書、弁明書、関係書類等の物件、反論書及び原裁決のいずれからも認めることができず、同一世帯と認定するためにこの例示を引用することの妥当性が認められないこと、また、その他の例示にも請求人の■■■■■と請求人の■■■■■が「居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合」に該当する例がないため、処分庁の判断根拠には理由がない。

したがって、上記のとおり誤った判断に基づいて行われた世帯認定を前提とした原処分2は根拠がなく、不当であると解さざるを得ない。

よって、原処分1及び2について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第56条の規定において準用する第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成26年3月14日

愛知県知事 大村 秀 章

